

附則別表

有害物質の種類	業種その他の区分	許容限度
ほう素及びその化合物（単位 ほう素とし、一リットルにつきミリグラム）	ほうろう鉄器製造業（海域以外 の公共用水域に汚水を排出するものに限る。） うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。） 貴金属製造・再生業（海域以外 の公共用水域に汚水を排出するものに限る。） 電気めつき業（海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）	五〇
	下水道業（旅館業（温泉（温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）））） （昭和三十二年法律第百二十五号） 第二条第一項に規定するものをい	

附則別表

有害物質の種類	業種その他の区分	許容限度
ほう素及びその化合物（単位 ほう素とし、一リットルにつきミリグラム）	ほうろう鉄器製造業（海域以外 の公共用水域に汚水を排出するものに限る。） うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。） 貴金属製造・再生業（海域以外 の公共用水域に汚水を排出するものに限る。） 電気めつき業（海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）	五〇
	下水道業（旅館業（温泉（温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）））） （昭和三十二年法律第百二十五号） 第二条第一項に規定するものをい	

<p>う。以下同じ。)を利用するものに 限る。)に属する指定作業場か ら排出される汚水を受け入れてい る下水処理場で一定のものであり、 かつ、海域以外の公共用水域に汚 水を排出するものに限る。)</p>	<p>ほう酸製造業(海域以外の公共用 水域に汚水を排出するものに限 る。)</p>	<p>金属鋳業(海域以外の公共用水域 に汚水を排出するものに限る。)</p>	<p>粘土かわら製造業(うわ薬かわら を製造するものであり、かつ、海 域以外の公共用水域に汚水を排出 するものに限る。)</p>	<p>うわ薬製造業(うわ薬かわらの製 造に供するものを製造するもので あり、かつ、海域以外の公共用水 域に汚水を排出するものに限る。)</p>	<p>旅館業(温泉を利用するものに限</p>
	八〇	一五〇			五〇〇

<p>う。以下同じ。)を利用するもの に限る。)に属する指定作業場か ら排出される汚水を受け入れてい る下水処理場で一定のものであり、 かつ、海域以外の公共用水域に汚 水を排出するものに限る。)</p>	<p>ほう酸製造業(海域以外の公共用 水域に汚水を排出するものに限 る。)</p>	<p>金属鋳業(海域以外の公共用水域 に汚水を排出するものに限る。)</p>	<p>粘土かわら製造業(うわ薬かわら を製造するものであり、かつ、海 域以外の公共用水域に汚水を排出 するものに限る。)</p>	<p>うわ薬製造業(うわ薬かわらの製 造に供するものを製造するもので あり、かつ、海域以外の公共用水 域に汚水を排出するものに限る。)</p>	<p>旅館業(温泉を利用するものに限</p>
	一〇〇	一五〇			五〇〇

る。)	ふつ素及びその化合物(単位 ふつ素とし て、一リ ツトルに つきミリ グラム)	非鉄金属製錬・精製業(海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限り、貴金属製造・再生業を除く。)	化学肥料製造業(海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限り、)	ほうろう鉄器製造業(一日当たり平均的な排水量が五〇立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限り、)	うわ薬製造業(一日当たりの平均的な排水量が五〇立方メートル以上であり、かつ、ほうろううわ薬を製造するもので海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限り、)	電気めつき業(一日当たりの平均
—	—	—	—	—	—	—

る。)	ふつ素及びその化合物(単位 ふつ素とし て、一リ ツトルに つきミリ グラム)	貴金属製造・再生業(一日当たり平均的な排水量が五〇立方メートル未満であり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限り、)	プラスチック金属複合板製造業(海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限り、)	非鉄金属製錬・精製業(海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限り、貴金属製造・再生業を除く。)	化学肥料製造業(海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限り、)	ほうろう鉄器製造業(一日当たり
—	—	—	—	—	—	—

<p>的な排水量が五〇立方メートル未満であり、かつ、ほうろううわ薬を製造するものに限る。）</p>	<p>電気めつき業（一日当たりの平均的な排水量が五〇立方メートル未満であるものに限る。）</p>	<p>旅館業（一日当たりの平均的な排水量が五〇立方メートル未満であり、かつ、温泉を利用するもの及び改正政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属するものに限る。）</p>
	<p>五〇</p>	

<p>旅館業（一日当たりの平均的な排水量が五〇立方メートル以上であり、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和四十九年政令第三百六十三号。以下「改正政令」という。）の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業には属しないもので、かつ、温泉を利用するもので、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）</p>	<p>二五</p>
<p>ほうろう鉄器製造業（一日当たりの平均的な排水量が五〇立方メートル未満であるものに限る。）</p>	<p>五〇</p>
<p>電気めつき業（一日当たりの平均</p>	<p>五〇</p>

備考
(現行のとおり)

備考
(略)

属するものに限る。)	の排水量が五〇立方メートル未 満であるものに限る。)	旅館業(一日当たりの平均的な排 水量が五〇立方メートル未満であ り、かつ、温泉を利用するもの及 び改正政令の施行の際現にゆう出 している温泉を利用する旅館業に
------------	-------------------------------	---